○総務省令第三十六号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、令和六年度における四月交付分の地方特例交付金の額の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　　総務大臣　松本　剛明

令和六年度における四月交付分の地方特例交付金の額の特例に関する省令

第一条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。次条において「法」という。）第五条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　都道府県　次の算式により算定した額

算式

$\{(A+B+C+D) \times 4\text{千円} - (A'+B'+C'+D') \times 2\text{千円}\} \times \alpha$

算式の符号

A　令和５年度の市町村税課税状況等の調（以下「市町村税課税状況調」という。）第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとの数の合計数

A'　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の各指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の数の合計数

B　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「配偶者控除」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

B'　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「配偶者控除」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の各指定都市の数の合計数

C　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「扶養控除」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

C'　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「扶養控除」のうち「計」欄の数となるべき当該都道府県内の各指定都市の数の合計数

D　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「16歳未満扶養親族」欄の数となるべき当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

D'　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「16歳未満扶養親族」欄の数となるべき当該都道府県内の各指定都市の数の合計数

α　0.98543759

二　市町村　次の算式により算定した額

算式

$(a+b+c+d) \times \beta \times \gamma$

算式の符号

a　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の数となるべき当該市町村の数

b　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「配偶者控除」のうち「計」欄の数となるべき当該市町村の数

c　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「扶養控除」のうち「計」欄の数となるべき当該市町村の数

d　市町村税課税状況調第23表の表側「合計」の表頭「16歳未満扶養親族」欄の数となるべき当該市町村の数

β　指定都市にあっては８千円、その他の市町村にあっては６千円

γ　0.98543759

第二条　前条の場合において、令和五年七月一日から令和六年度の地方特例交付金（法第二条第一項に規定する地方特例交付金をいう。）の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における前条第一号の算定に用いる同号の算式の符号Ａの数（以下この条において「納税義務者数」という。）は、次の各号に定めるところによる。前条第一号の算定に用いる同号の算式の符号A'からD'までの数及び前条第二号の算定に用いる同号の算式の符号ａからｄまでの数についても同様とする。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る納税義務者数の合計数をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の納税義務者数とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割されたときは、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ令和五年七月一日に存在したものと仮定した場合における納税義務者数をもって、分割された区域を基礎とする地方公共団体に係る納税義務者数とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の納税義務者数は、当該境界変更前の地方公共団体に係る納税義務者数から、境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が令和五年七月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に係る納税義務者数のうち、境界変更により減ずる区域に係る納税義務者数を除いた数とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の納税義務者数は、その地方公共団体に係る納税義務者数に当該境界変更により減ずる区域に係る納税義務者数を加えた数とする。

第三条　第１条の場合において、算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月１日から施行する。

○総務省令第三十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十六号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十七号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　　総務大臣　松本　剛明

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第１条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第１条の九の五第１項中「第十七号の二」を「第十七号の三」に改める。

第三条の十三の三の次に次の１条を加える。

（政令第十条の二の金額）

第三条の十三の四　政令第十条の二に規定する総務省令で定める金額は、会社法第四百三十一条又は第六百十四条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第七十六条第二項第三号又は第三項第三号に規定する資本剰余金の金額（同法第二条第一号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額）とする。

第三条の十五の見出し及び同条中「第二十条の二の十八」を「第二十条の二の十九」に改める。

第四条の見出し及び同条中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。